

## 魚津市告示第95号

令和5年度魚津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年5月15日

魚津市長 村椿 晃

令和5年度魚津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活  
支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）  
支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰による影響を特に受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）別紙支給要領に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象児童）

第2条 給付金の対象児童は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日、また、令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者については、平成16年4月2日（同表で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日））から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

（支給要件）

第3条 市長は、対象児童を養育する者であって、次の各号に該当する者（以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給する。

(1) 令和4年度魚津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給実施事業要綱（令和4年魚津市告示第87号）（以下「令和4年度要綱」という。）の支給対象者である者（以下「令和4年度対象者」という。）

(2) 前号に該当する者以外で前条に規定する対象児童を養育する者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該年収見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

令和4年度対象者のうち令和4年度要綱第3条に定める「児童手当受給者・非課税者」	令和4年4月1日以降に死亡した場合
令和4年度対象者のうち令和4年度要綱第3条に定める「新規児童手当等受給・非課税者」	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、給付金を支給しない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

（給付金の支給額等）

第4条 給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とする。

2 既に支給の決定がされている令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（令和5年魚津市告示第94号）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）又は給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除くものとする。

（市が支給を実施する支給対象者の範囲）

第5条 市長は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への給付金の支給を実施する。

令和4年度対象者	令和4年度給付金に係る支給事務（令和4年度要綱第6条第2項に定める受給拒否の届出書の受理を含む。）を行った場合
その他の支給対象者	申請時点で市に居住する場合

（申請不要の支給の方式）

第6条 市長は、令和4年度対象者（令和4年度要綱第6条第2項に定める「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（様式第1号）」の届出があったものを含む。以下同じ。）に対し、給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認した上で、給付金の支給を決定する。

2 令和4年度対象者は、給付金の支給を希望しない場合、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、給付金を支給する。

（1） 令和4年度給付金支給口座振込方式 令和4年度給付金振込時に指定していた支給口座に振り込む方式

（2） 指定口座振込方式 第1項の支給決定までに、支給対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

第7条 申請による給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。ただし、令和6年2月中に出生した児童を養育する者等への支給の申請については、令和6年3月15日までとする。

（申請による支給の方式）

第8条 申請により給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（様式第3号。以下「給付金申請書」という。）により申請を行う。

2 申請者による申請及びこれに基づく給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

（1） 郵送申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

（2） 窓口申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本、簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】（様式第4号）又は簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】（様式第5号）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請者に対する支給の決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、当該申請者に対し、第8条第2項各号に掲げる方式により給付金を支給する。

（給付金の支給等に関する周知）

第11条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金の支給対象者から第7条第2項の申請期限までに第8条第1項の申請が行われなかった場合、当該給付金の支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第6条第1項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口

座とする。)に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、当該支給決定は取り消されるものとする。

3 市長は、第10条の規定による支給決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、給付金申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条第1項又は第10条の規定による支給決定を受けている者に係る第13条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分) 受給拒否の届出書

受付印

魚津市長                      あて

- 1, 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。(※)  
(※)主に、児童手当、特別児童扶養手当の受給資格を喪失している場合等を想定しています。
- 2, 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年    月    日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

(                      )

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援  
特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給市区町村

魚津市長 あて

受付印

## 1. 届出者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	年 月 日	電話 ( )

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

## 2. 新規振込先指定口座(児童手当、特別児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

 市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年2月29日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。

## 提出書類

 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分) 申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)

魚津市長

あて

受付印

3ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

## 1. 申請・請求者、配偶者等

記入日

年

月

日

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	S・H 年 月 日	電話 ( )
令和5年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	令和5年3月31日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	
配偶者等氏名	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載
	同居・別居	

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。  
(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別。

## 2. 支給要件

次の(1)および(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に「✓」を記入してください。

## (1) 養育要件

<input type="checkbox"/>	① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】
<input type="checkbox"/>	① " 【公務員】
<input type="checkbox"/>	② 特別児童扶養手当対象児童を養育
<input type="checkbox"/>	③ 中学校修了後(15歳年度末)～ 18歳年度末までの児童を養育

## (2) 所得要件

<input type="checkbox"/>	① 令和5年度分の市町村民税均等割が 非課税
<input type="checkbox"/>	② ①以外の家計急変(※)

(※) 家計急変とは、1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。

## 3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を表Aに記入してください。  
また、既に令和5年度中に本給付金(「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外分」)を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

(次ページにつづきます。)



**表A** 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

氏名 (フリガナ)	関係性	生年月日	同居 別居 の別	住所 (別居の場合)	監護 の有 無	生計 関係	兄弟対 象児童 (申請 中含む)	特別扶 対象児 童(申 請中含 む)
1		H・R 月 年 日	同居 別居		有 無	同一 維持		
2		H・R 月 年 日	同居 別居		有 無	同一 維持		
3		H・R 月 年 日	同居 別居		有 無	同一 維持		
4		H・R 月 年 日	同居 別居		有 無	同一 維持		
5		H・R 月 年 日	同居 別居		有 無	同一 維持		

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。  
 ①父母 一別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)  
 ②未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)  
 ③その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)  
 ④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類  
 ※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
 1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。  
 2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。  
 ※「兄弟対象児童(含申請中)」、「特別扶対象児童(含申請中)」欄は、対象児童が児童手当、特別扶の支給対象者である(含申請中)場合に○を記入してください。

**表B** 重複支給の確認等のため、既に本給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。  
(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

氏名	氏名	氏名
1	2	3

**4. 申請額・請求額**

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。  
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

**5. 受取方法**

以下のチェック欄(□)に「」を記入して、必要事項を記入してください。  
 (注)申請時点で居住している自治体より児童手当、特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

- 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望  
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.信託 3.信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

(次ページにつづきます。)

**（公務員の方のみ）** ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

**公務員児童手当受給状況証明欄**

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 表A) 人の対象児童に係る

であることについて証明します。

年 月 日

証明者

証明事務担当  
担当課(室)・担当係  
電話番号

**【誓約・同意事項】**

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年2月29日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します)。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)』(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況、表Aの児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。  
※表Aの児童との関係性を確認できる資料(表Aの「関係性①～④」の確認に必要な書類をご用意ください。)
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『簡易な収入見込額の申立書』(別紙様式第4号)又は『簡易な所得見込額の申立書』(別紙様式第5号)  
※支給要件が「(2)所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒にご提出ください。  
○下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（）してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-1、③-2で収入が高い方）が食費等の物価高騰の影響で、家計が急変した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

__年 __月		注意事項		
収入	給与収入【A】		円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】			円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

↓ ×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）		円
--------------	--	---

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

__年 __月（※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）		注意事項		
収入	給与収入【A】		円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】			円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

↓ ×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）		円
---------------	--	---

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額		円
------------	--	---

※ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。

※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204.3万円としてください。

※ 給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫(婦)子1人	137.8万円
3人（例）夫婦1人	168.0万円
4人（例）夫婦2人	209.7万円
5人（例）夫婦3人	249.7万円
6人（例）夫婦4人	289.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」（水色）の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

**【確認事項】**（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 【要件】**に該当します。       収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。  
（注）収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名

# 簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（）してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→ 【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（（5）で所得が高い方）が食費等の物価高騰の影響で、家計が急変した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

__年__月		円		注意事項
収入	給与収入【A】			※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】			※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】			※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書
収入合計額【A + B + C】				※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。  
※上記以外の収入については記載不要です。

↓ ×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）		円
--------------	--	---

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

__年__月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）		円		注意事項
収入	給与収入【A】			※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】			※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】			※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書
収入合計額【A + B + C】				※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。  
※上記以外の収入については記載不要です。

↓ ×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）		円
---------------	--	---

（参考：非課税相当収入限度額）

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫（婦）子1人	137.8万円
3人（例）夫婦子1人	168.0万円
4人（例）夫婦子2人	209.7万円
5人（例）夫婦子3人	249.7万円
6人（例）夫婦子4人	289.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）

（次ページに続きます）

④【要件2】に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1) 申請者及び配偶者等それぞれの③の年間収入見込額をご記入ください。

収入	(申請者) 収入額	円	(配偶者等) 収入額	円

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 給与所得控除額	円	(配偶者等) 給与所得控除額	円

給与所得控除  
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ② Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	円

事業収入等の経費

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	円	(配偶者等) 公的年金等控除	円

公的年金等控除  
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
  - : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

(5) 年間所得見込額を計算の上、ご記入ください。 (5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込額	円	(配偶者等) 年間所得見込額	円

(6) 申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額をご記入ください。

非課税相当額	(申請者) 非課税所得限度額	円

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。

※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税所得限度額は135万円としてください。

<早見表>

世帯の人数	非課税所得限度額
2人(例)夫(婦)子1人	82.8万円
3人(例)夫婦子1人	110.8万円
4人(例)夫婦子2人	138.8万円
5人(例)夫婦子3人	166.8万円
6人(例)夫婦子4人	194.8万円

→【要件2】申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。  収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。(注)収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページの【B】欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村等が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名